

認可地縁団体 代表者 様

企画振興部 地域づくり連携課

認可地縁団体の代表者(自治会長)等の住所表示見直しに関するお知らせ

平素は、本市の行政運営ならびに地域コミュニティ活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、個人情報保護の観点から、**令和 8 年 10 月 1 日**より認可地縁団体の代表者等の住所に関する取扱いが変更となります。(原則、非表示)

金融機関等の各種手続きにおいて、認可地縁団体の台帳の写し(証明書)に、

「**代表者等の住所の記載**」を求められる場合がございます。つきましては、下記事項をご確認のうえ、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改正の概要(令和 8 年 10 月 1 日施行)

○ 告示における住所の非表示化

市の告示事項において、認可地縁団体の代表者等の住所が原則、非表示となります。

○ 台帳の写しの住所の非表示化

プライバシー保護の観点から、台帳の写しの交付においても、代表者等の住所(町以降)は原則「非表示」となります。

2. 金融機関での手続き等に関する留意事項

団体の銀行口座の名義変更や契約手続き等において、金融機関等から証明書(台帳の写し)の提出を求められる場合があります。

手続き先の金融機関に対し、「**証明書に代表者等の住所記載が必要かどうか**」を事前にご確認ください。

3. 代表者等の住所が記載された台帳の写しを取得するための手続き

金融機関等の手続きにおいて住所表示が必要な場合は、代表者ご本人の申し出(同意)により、これまで通り住所を表示した証明書を交付することができます。

○ 代表者ご本人が来庁される場合

窓口で「住所の記載を希望する」旨をお申し出ください。

○ 代理人(代表者以外)が来庁される場合

金融機関等の手続きで住所表示が必要な場合は、「**委任状***」が必要となります。

あらかじめご準備のうえ、ご持参ください。

※委任状は別紙の様式を参考にご作成ください。任意様式でも構いません。